

第7回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年6月10日
場 所 シビックコア 研修室3

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時50分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第7回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、第7回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第7回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) (日程第2) (日程第3)	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、6番議席 加藤寛委員と、9番議席 松葉里美委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。 それでは、日程第2 報告第12号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」及び日程第3 報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第2 報告第12号

		<p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の3法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして、日程第3 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和2年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は、許可を必要とせず、これらの行為をしたものには、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、2筆、面積3,278 m²であることを報告します。</p> <p>議長 報告第12号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。 報告第13号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p> <p>(日程第4) 議長 日程第4 議案第33号 「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
--	--	---

事務局	<p>日程第4 議案第33号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和2年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。なお、今回は公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。4月の委員会にて議決いたしました案件につきまして、支援センターから借り手への計画を議決するものを含みます。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。</p> <p>総件数 107件 191筆 263,035 m²</p> <p>内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>使用貸借</td><td>28件</td><td>41筆</td><td>70,745 m²</td></tr> <tr> <td>賃貸借</td><td>79件</td><td>150筆</td><td>192,290 m²</td></tr> </table> <p>となっております。</p>	使用貸借	28件	41筆	70,745 m ²	賃貸借	79件	150筆	192,290 m ²
使用貸借	28件	41筆	70,745 m ²						
賃貸借	79件	150筆	192,290 m ²						
議長	<p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この利用集積計画につきまして質問等ありましたら、お願いいいたします。</p> <p>特ないようですので、議案第33号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED] [REDACTED]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。</p> <p>該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p>								

	議長	まず、[REDACTED]に関する案件1番、7番、11番、14番、31～36番について採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
		全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。
	議長	[REDACTED]の案件17番について採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
		全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。
	議長	[REDACTED]に関する案件29番、30番について採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
		全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。
	議長	それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
		全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。
(日程第5)	議長	続きまして、日程第5 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第5 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので議決を求める。令和2年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

	<p>今回の申請は、6件、8筆、面積3,668m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><8番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の畠です。</p> <p>譲受人である大安町丹生川上の [REDACTED] が、大安町丹生川上の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、475 m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><9番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の畠です。</p> <p>譲受人である大安町石榑北の [REDACTED] が、北勢町大辻新田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、396 m²を売買により譲り受ける申請です。荒畠のため、営農計画書が提出されております。</p> <p><10番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畠です。</p> <p>譲受人である大安町石榑南の [REDACTED] が、大安町南金井の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、718 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><11番案件>の申請地は、北勢町其原の畠です。</p> <p>譲受人である北勢町其原の [REDACTED] が、北勢町其原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、185 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><12番案件>の申請地は、大安町石榑東の田です。</p> <p>譲受人である大安町石榑東の [REDACTED] が、大安町石榑東の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、1,712 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><13番案件>の申請地は、北勢町麓村の畠です。</p> <p>譲受人である四日市市の [REDACTED] が、桑名市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、182 m²を売買により譲り受ける申請です。なお、相続登記がされておりませんので相続関係図及び分割協議書が提出されております。</p> <p>以上6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、議案第34号「農地法第3条の規定による</p>
議長	

		<p>許可申請について(所有権移転)」について採決いたします。</p> <p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第6) (日程第7)	議長	<p>続きまして、日程第6 議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第7 議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>日程第6 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので意見を求める。令和2年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、5件、13筆で4,908.91 m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><10番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畠です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である愛知県東海市の[REDACTED]が、北勢町中山の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、982 m²を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p><11番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畠です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である岐阜県羽島郡笠松町の[REDACTED]が、北勢町下平の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、330 m²を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p>

<12番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である岐阜県羽島郡笠松町の[REDACTED]が、北勢町下平の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、810m³を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<13番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、大安町大井田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、1,719m³を隣接原野と一体利用し、合わせて5,937.79 m³を工場施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は盛土、切土を行い、周囲はコンクリート擁壁などを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道に接続します。雨水は道路側溝に放流します。

<14番案件>の申請地は、北勢町中山地内の田、畠です。農地区分は第1種農地です。第1種農地ですが、既存施設の拡張ですので、例外的に許可されます。

譲受人である石川県羽咋市の[REDACTED]が、北勢町中山の[REDACTED]が所有する議案書に記載の8筆、1,067.91m³を駐車場及び緑地施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は盛土、切土を行い、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は新設枠に集め北側の既設水路へ放流です。

日程第7 議案第36号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和2年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の5条貸借権等設定の申請は、3件、4筆で1,072m³です。
5番案件は、委員会前に取下げがありましたのでご報告します。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

	<p><4番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畠です。農地区分は、300m以内に丹生川駅がありますので第3種農地です。</p> <p>借り人である東員町の [REDACTED] が、大安町丹生川久下の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、257m²を一般住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地し、周囲にコンクリートブロックを設置します。取水は上水道を利用し、排水は下水道、雨水は道路側溝へ放流します。</p> <p><6番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。農地区分は、500m以内に石榑小学校と駐在所がありますので第3種農地です。</p> <p>使用借り人である大安町石榑南の [REDACTED] が、大安町石榑南の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、301m²を一般住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、排水は下水道、雨水は浸透枠を設置し自然浸透です。</p> <p><7番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畠です。農地区分は、300m以内に市役所がありますので第3種農地です。</p> <p>借り人である名古屋市の [REDACTED] が、北勢町阿下喜の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、514m²を原野1筆と一体利用し、合わせて672m²を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上5条所有権移転5件と、5条貸借権等設定3件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、6月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」5件、及び議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されま</p>

		せんでしたので報告します。
	議長	<p>ありがとうございました。 このことについて何か質問はありますか。 特にないようですので、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
		<p>続いて、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第8)	議長	<p>続きまして、日程第8 議案第37号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第8 議案第37号 非農地証明願いについて 次のとおり、非農地証明願いがあつたので議決を求める。令和2年6月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は3件、3筆、493 m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <6番案件>の申請地は、員弁町楚原地内の台帳地目、畠です。 願い出者は、員弁町楚原の [REDACTED] で、昭和27年から住宅に転用し、現在に至っております。 <7番案件>の申請地は、北勢町瀬木地内の台帳地目、畠です。</p>

		<p>願い出者は、大阪府高槻市の[REDACTED]で、昭和40年頃から山林に転用し、現在に至ております。</p> <p><8番案件>の申請地は、大安町石榑東地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、大安町石榑東の[REDACTED]で、平成6年から駐車場に転用し、現在に至ております。</p> <p>以上3件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
	議長	<p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
4番 田中委員		<p>転用をした当時、農地転用の申請をせずに、なぜ今になって非農地証明願いが出てくるのですか。</p>
事務局		<p>当時は、農地法を知らずに申請をせず転用をしてしまったという理由が多いです。農地転用の申請があった場合に、その他の土地で違反転用がある場合は、是正してもらうことになります。2年や3年前の転用ですと、始末書付の転用申請になります。20年以上前の転用ですと、非農地証明願いで登記地目変更をしてもらうことになります。</p>
	議長	<p>議案第37号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p>
5 その他	議長	<p>議事については、以上です。</p> <p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p>

	<p>副会長 太陽光発電施設の農地転用が多いのですが、これが田の法面や集落の近くの場所で行われています。これは、法面が崩壊する危険や、太陽光のパネルが飛んでくる危険があるのではないかと懸念しています。他市でも太陽光発電施設に関する規制の条例を制定しているところもあります。いなべ市でも、生活環境、自然環境、土砂崩壊の防止などのために、太陽光発電施設を規制する条例などを制定してもらいたい。農業委員会として、市へ申し入れをしたいことをお諮りしたい。</p>
議長	<p>近隣の農業委員会、県の農業会議や県などとも相談しながら、今後検討していきたいと思います。 この件に関して、何か意見がありましたらお願ひします。</p>
6 閉会の宣言 【午前9時50分閉会】	<p>ないようですので、他に事務局から何かありますか。 次回は、7月3日午前9時から現地調査です。14番山田委員と4番田中委員は出席をお願いします。7月10日に委員会となりますので、よろしくお願ひします。 これをもちまして、第7回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者

